

工事請負随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立十三市民病院

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	ガス吸収式冷温水機改修工事	給排水衛生 冷暖房工事	川重冷熱工業株式会社	10,500,000	平成23年4月20日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
2	中央監視盤設備改修工事	諸設備工事	日新電設株式会社	8,400,000	平成23年6月24日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

## 随意契約理由書

- 1 案件名称       ガス吸収式冷温水機改修工事
- 2 契約の相手方   川重冷熱工業株式会社   西日本支社

- 3 随意契約理由

- ( 1 ) 業者選定理由

本設備は都市ガスを燃焼させて、冷房（冷水製造）及び暖房（温水製造）を行い、院内の系統別に冷水または温水を送ることにより空調機・ファンコイルの冷房・暖房機能を発揮させる熱源である。その機能発揮に重要な真空度の低下などにより、冷水温度差が年間0.7%程度低下している。

本工事で性能回復、経済的・効率的運転を図るため、真空改善、溶液ポンプ交換、制御部品交換などを行うものである。

本設備はメーカー別に設計・製作したシステムで制御方法と吸収液管理基準が異なっており、以下の理由により当該設備メーカー以外には整備が不可能である。

制御方法と吸収液管理基準が異なる。

吸収液の循環方式が異なる。

メーカー独自の技術的知識が必要。

メーカー独自開発の部品が取り付けられており、他社では代替部品の調達ができない。

もし、他社が作業をした場合でトラブルが発生すると、故障原因把握に長時間のシステム停止となる。また、結果としてメーカーが出動することになり、工事費以外の費用負担が発生する。

以上、本工事は設備の主要機構を交換するものであり、製作・据付した川重冷熱工業株式会社でしか知りえない技術と熟練を要すものである。また、交換後に専門的技術での試運転が必要であり、システム製造元であり、保守点検も行っている同社以外では施工する能力を有しないので、上記業者と契約を締結します。

- 4 . 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当

- 5 担当部署

大阪市立十三市民病院管理課   （電話番号 06 - 6150 - 8026）

## 随意契約理由書

1 案件名称 中央監視盤改修工事

2 契約の相手方 日新電設株式会社

3 随意契約理由

本設備は1階監視室にあり、「電力」・「空調」・「給水」等の各種設備の運転状態の監視及び高圧遮断器ON/OFFや空調温度設定の調整を行う装置である。そして電気室、各所の分電盤や機械室にある端末機と連携し、状態把握と制御を行うものである。

設置以降約10年間使用し、CRT1台、PCディスプレイ、FAパソコン内冷却ファン、メッセージプリンタユニットは中古品等で修理して使っている状態である。このままでは、システムダウン等が発生し、病院のライフライン制御ができなくなる恐れがある。

システムの整備方法には2つの選択肢があり、

1)システムを一斉交換する方法。これは多額の投資を必要とすることであると共に、システムが長期間、全く機能しなくなる。

2)システムの停止、長期間休止をせず、システムを運用しながら、整備をするために、センター装置部分と端末機部分とに分けて、整備改修する方法。

多数の入院、外来患者を抱える病院の公共性、社会性を持つ病院業務に支障を与えず、円滑な医療を進めるために(2)の方法で整備改修を行う。この場合、既設システムプログラムと端末機、またエアコン等他社システム通信との整合性を図り、システムを休止させないように、安全に切換を行うには、既設システムの機器構成、ソフトウェア及び各種データを熟知している既設システムメーカーが直接施工することが不可欠である。既設システムと密接な繋がりある部分の改修であり、製作・据付したメーカーでしか知りえない技術と熟練を要すものである。また交換中の不測トラブル対応及び交換後の専門的技術での試運転が必ず必要であり、システム製造元の指定代理店である上記業者以外では施工する能力を有しないので、上記業者との契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

5 担当部署

大阪市立十三市民病院管理課 (電話番号 06-6150-8026)